

6 農業研修生の受入農家等への支援策

No.	自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間等	募集人数等	担当課	電話番号	HPアドレス
1	山形県	定着支援アドバイザー設置支援事業	○新たに農地を取得し、令和5年4月1日以降、独立自営就農した認定新規就農者等 ○令和5年4月1日以降、県外から移住した者で、農業以外に収入確保手段を有しつつ、新たに農業経営を開始する者（認定新規就農者とならない者）	【アドバイザーの設置】 ○独立自営就農した認定新規就農者に対し、定着支援アドバイザーを設置する場合、アドバイザーに対し1年目10万円、2年目5万円を助成 ○県外からの移住者で、半農半Xや認定新規就農者でない独立自営就農者に対し、定着支援アドバイザーを設置する場合、アドバイザーに1年間10万円を助成	令和6年5月頃	予算の範囲内	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	https://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/
2	⑥寒河江市	新規就農者定住促進支援事業	上記の新規就農者又は研修生に対し営農指導等を行う認定農業者及び寒河江市新規就農者支援育成協議会会員（3親等以内の親族は除く）	【営農支援事業】 住宅支援事業を活用する新規就農者又は研修生へ、アドバイザー設置費用（営農指導委託料）として5万円/年を助成（上限2年間）	—	予算の範囲内	農林課	0237-85-1763	http://www.city.sagae.yamagata.jp/jigyounougou/shunoshashien.html
3	⑦河北町	河北町青年農業者等支援事業	青年農業者（45歳未満の者）、河北町農業者会、河北町認定農業者の会など	(1) 農業者に関する研修（海外研修、国内研修） (2) 新規就農者を育成又は確保する事業 (3) 消費者との交流事業 (4) 生産、流通、販売及び経営等に関する事業で、自ら新たに開拓する事業や農産物の新品種又は農産加工の新技術の研究開発等を図る事業 上記事業に対し、個人又は1団体あたり20万円を限度に支給	—	予算の範囲内	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—
4	⑦河北町	河北町青年農業者等支援事業	青年農業者（45歳未満の者）、河北町農業者会、河北町認定農業者の会など	新規就農者を育成又は確保する事業（例：新規就農者を対象とする研修会等）に対し助成。個人又は1団体あたり20万円が限度	—	予算の範囲内	農林振興課 農業振興係	0237-73-2112	—
5	⑧西川町	農業担い手育成事業	農業体験受入農家	農業体験受入農家に対し支援。 5千円/日	随時募集	予算の範囲内	みどり共創課	0237-74-2113	—
6	⑨朝日町	朝日町新規就農者等支援事業	研修生の受入農家	○実践農業研修生受入支援 研修生の受入に要する経費を補助。経費の1/4以内、3万円/月が限度	—	予算の範囲内	農林振興課	0237-67-2114	—
7	⑰長井市	長井市研修生受入農家支援事業	研修生受入農家	新規就農者育成総合対策（就農準備資金）対象の研修生の受入農家に対し、研修生1名を受け入れた場合1万円/月支援。研修生2名を受け入れた場合1.5万円/月、研修生3名以上を受け入れた場合2万円/月。	随時募集	予算の範囲内	農林課	0238-82-8015	http://www.city.nagai.yamagata.jp/
8	⑳遊佐町	遊佐町チャレンジファーム事業（研修生受入支援）	町内の研修生受入農家	研修生受入農家に対し研修経費を支援。月額2万円	随時募集	2名程度	産業課	0234-72-5882	http://www.town.yuza.yamagata.jp